

八戸市・三戸町・田子町・南部町・階上町

三八広域ブロックごみ処理広域化に関する基本合意書

八戸市、三戸町、田子町、南部町及び階上町（以下、「5市町」という。）は、現在、八戸地域広域市町村圏事務組合及び三戸地区環境整備事務組合（以下、「各組合」という。）においてそれぞれ行っているごみ処理について、令和6年2月20日に設置した三八広域ブロックごみ処理広域化会議の協議結果を踏まえ、新たに三八広域ブロック5市町（事務の共同処理を行う5市町の枠組みをいう。以下同じ。）によりごみ処理を行うため、以下の基本事項に合意する。

（目的）

第1条 三八広域ブロック5市町は、5市町の区域内における一般廃棄物について、より効率的で循環型社会の形成に資する処理体制づくりを相互に協力して実現し、地域住民の福祉の向上を図ることを目指す。

（広域化の開始時期）

第2条 三八広域ブロック5市町によるごみ処理（以下、「広域化」という。）の開始時期は、令和19年度を目途とする。

（運営主体）

第3条 運営主体は、5市町を構成団体とする八戸地域広域市町村圏事務組合とする。

（共同処理する事務）

第4条 共同処理する事務は、ごみ処理施設及び中継施設の設置及び管理とする。

（施設の設置等）

第5条 三八広域ブロック5市町は、ごみ処理施設にあつては八戸清掃工場隣接地に、可燃ごみの中継施設にあつては三戸地区クリーンセンター隣接地に新たに設置するものとする。

2 三八広域ブロック5市町は、不燃ごみ等その他の廃棄物の中継施設については、既存の飛灰一時保管庫及び資源物ストックヤードを活用するものとする。

（負担金の算定方法）

第6条 前条第1項のごみ処理施設の管理運営費及び建設費に係る負担金の算定方法は、「ごみ処理量割100%」とする。

（組織及び職員配置）

第7条 組織及び職員配置は、現行の八戸地域広域市町村圏事務組合の組織体制及び職員配置を引き継ぐ。

（財産管理〔動産・不動産〕）

第8条 各組合が広域化の際現に管理している既存の財産は、広域化後も引き続き各組合が管理し、又は処分する。この場合において、当該財産の管理又は処分に係る財政負担は、各組合の広域化前の構成団体がこれを負う。

2 広域化に伴い新たに取得し、又は管理する財産は、三八広域ブロック5市町を構成団体とする八戸地域広域市町村圏事務組合において取得し、及び管理することとし、財産の取得開始以降の経費に係る財政負担は、5市町がこれを負う。

（一般廃棄物の処分手数料）

第9条 一般廃棄物の処分手数料は、今後適切な処分手数料の在り方を協議し決定する。

（中継施設）

第10条 第5条第1項及び第2項の中継施設の稼働開始の時期は、令和19年度を目途とする。

2 中継施設を利用する団体は三戸町、田子町及び南部町とし、利用範囲は家庭系及び事業系にかかる全ての搬入形態のごみ（南部町にあつては、住民の直接搬入分のごみ）とする。

3 中継施設の管理運営費に係る負担金の算定方法は、「利用割50%、人口割50%」とする。この場合において、利用割は利用団体がごみ処理量に応じて負担し、人口割は全構成団体が人口に応じて負担する。

4 中継施設の建設費に係る負担金の算定方法は、「利用割50%、人口割50%」とする。この場合において、利用割は三戸町、田子町がごみ処理量に応じて負担し、人口割は全構成団体が人口に応じて負担する。

（その他）

第11条 この合意書に定めるもののほか、今後広域化に伴い検討が必要な事項については、三八広域ブロックごみ処理広域化会議において協議の上、決定する。

以上、本合意の証として、本書5部を作成し、5市町において署名の上、各自その1通を保有する。

令和8年5月26日

八戸市内丸一丁目1番1号

八戸市

八戸市長



三戸郡三戸町大字在府小路町43番地

三戸町

三戸町長



三戸郡田子町大字田子字天神堂平81番地

田子町

田子町長



三戸郡南部町大字平字広場28番地1

南部町

南部町長



三戸郡階上町大字道仏字天当平1番地87

階上町

階上町長

